

平成二十一年十二月十一日受領
答弁第一五三三号

内閣衆質一七三第一五三号

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅尾慶一郎君提出国家公務員共済年金の職域加算部分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅尾慶一郎君提出国家公務員共済年金の職域加算部分に関する質問に対する答弁書

一及び二について

国家公務員共済年金制度において、職域加算部分に係る共済年金を支給する法的根拠については、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第七十七条第二項等に規定されており、現在、これらの規定に基づき、その支給を行っているところである。

政府としては、今後、新たな年金制度の創設に向けた検討の中で、職域加算部分を含む国家公務員共済年金の在り方についても併せて検討していくこととしている。